

後見支援預金特別約定

福岡ひびき信用金庫

後見支援預金は、「流動性預金共通規定」および「普通預金規定」ならびに「決済用普通預金（無利息型）規定」（以下、あわせて「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

- （1）この預金は、預金者の成年後見人および未成年後見人（以下、「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- （2）この預金に関する一切の法律行為は、当金庫所定の届出を行った預金者の後見人が行うことができるものとします。
- （3）この預金の利用を開始する場合は、当金庫所定の手数料を支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとし、契約は当金庫承諾により成立するものとします。
- （4）後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- （5）後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

2.（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

3.（取引方法に係る特約）

- （1）この預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当金庫所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ① この預金口座への追加預入
 - ② この預金口座からの払戻し
 - ③ この預金口座からの定期送金の設定および変更
- （2）前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。
- （3）本条第1項第1号第2号の規定に基づき、この預金口座への預入れおよび払戻しを行う場合は、預金者が当金庫に保有する他の預金口座との振替の方法により取扱います。
- （4）本条第1項第3号に基づき、この預金口座からの定期送金の設定を行う場合は、自動振込サービスにて取扱うものとし、別途当金庫が定める「ひびしん自動振込サービス約定」が適用されるものとします。

4.（届出事項に変更等があった場合の取扱い）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当金庫にただちに連絡のうえ、当金庫所定の手続きを行うものとします。

この手続きが遅れたために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失〔後見人〕

- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更〔後見人〕
- ③ 後見人の選任および資格喪失〔後見人〕
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更〔後見人〕
- ⑤ 預金者の死亡の事実〔後見人または預金者の相続人〕
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定〔預金者または後見人〕
- ⑦ 預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった等、法定後見の適用外となった事実〔預金者または親権者〕

5. (お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① キャッシュカードの発行
- ② ATMを利用した預入および払戻し
- ③ インターネットバンキング等の利用
- ④ この預金口座への振込金の受入れ
- ⑤ この預金口座からの各種料金等の自動支払い
- ⑥ 定期性総合口座取引

6. (解約)

(1) 本特約を解約する場合は、指示書を持参のうえ、当金庫に申出てください。

ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。

- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- ② この預金口座の残高が第3条第1項第3号に定める1回の定期送金の金額に満たなくなったとき

(2) 次の各号に該当する場合には、当金庫は本特約を解約できるものとします。

なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- ② この預金口座の残高が第3条第1項第3号に定める1回の定期送金の金額に満たなくなったとき
- ③ 「規定」に基づいて預金の解約を行うとき
- ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当金庫がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

(3) 本特約が前2項の規定により終了する場合において、未払いの手数料があるときは、当金庫は通帳および払戻請求書によらずにこの預金または預金者が当金庫に保有する他の預金口座から払戻しのうえ、未払い手数料の支払いに充てることのできるものとします。

7. (適用条項)

この特約に定めのない事項は、当金庫の「規定」および「ひびしん自動振込サービス約定」が適用されるものとします。

この特約と当金庫「規定」および「ひびしん自動振込サービス約定」が抵触する場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

8. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2020年10月1日現在